

掛川市告示第54号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり物品売払代金の徴収事務を委託した。

平成31年4月1日

掛川市長 松井三郎

1 委託先

名 称 掛川市体協・ミズノ・鹿島建物協働体

所在地 掛川市大池2192番地

2 委託した徴収事務

掛川市学校体育施設利用券の売払代金の徴収事務

3 委託期間

平成31年4月1日から令和2年3月31日まで